

日本農芸化学会フェロー制度規程

第 333 回理事会（2014 年 12 月 16 日）承認

第 339 回理事会（2015 年 10 月 1 日）承認

（総則）

第 1 条 本規程は、正会員を対象としたフェロー制度について定める。

（目的）

第 2 条 本会における継続的な活動を通じ、農芸化学分野において優れた業績をあげ、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした正会員に対し、日本農芸化学会フェローの称号を授与し、その功績を称えとともに、本会の更なる発展に貢献していただくことを目的とする。

（要件）

第 3 条 第 2 条にいう顕著な貢献とは、学術・研究活動、産業技術の開発・育成、教育・公益活動を通じて、農芸化学分野の発展に貢献した顕著な業績をいう。

第 4 条 フェローの対象となる者は、原則として累計在籍年数 10 年以上の正会員とする。

（責務）

第 5 条 フェローの称号を得た会員は、農芸化学分野の専門家たるべきことを自覚し、関連分野の発展に引き続き寄与する。また、本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的な参画を通じて本会の発展に率先して努力するとともに、農芸化学分野の研究内容を一般社会に広くわかりやすく発信する責務を負う。

（顕彰）

第 6 条 「日本農芸化学会フェロー」の称号を授与された者は、日本農芸化学会大会時に顕彰される。

（候補者の推薦）

第 7 条 フェロー候補者の推薦（自薦・他薦）は、本会正会員 3 名以上あるいは支部長が、所定の用紙を用い、本人の同意を得た上で推薦するものとする。候補者が当該支部に所属するかどうかは問わない。ただし、自薦は名誉会員及び有功会員に限るものとする。推薦の締め切りは、学術活動強化委員会がこれを定める。

（選考、報告）

第 8 条 学術活動強化委員会は、被推薦者の中からフェロー候補者を選出する。同委員長は、フェロー候補者とその選出理由とともに 9 月 30 日までに会長に報告する。

2. 前項の規定にかかわらず、会長はフェロー候補者を選出することができる。

（授与の決定）

第 9 条 フェローは会長の報告に基づき理事会が決定する。

（称号の取り消し）

第 10 条 フェローの称号を授与された者が、会員資格を喪失したとき、あるいはその任に

ふさわしくないと会長が認めた場合、会長は、理事会の議を経てフェローの称号を取り消すことができる。

(付則)

1. 本規程は、平成 26 年 2 月 19 日より実施する。

※通し番号 _____

推薦日：20xx年〇〇月□□日

学術活動強化委員会委員長殿

日本農芸化学会フェローの候補者推薦書

1. 被推薦者

フリガナ
氏名 _____ (会員番号) _____ (年齢) _____
所属 _____

2. 推薦者（正会員3名以上 あるいは 支部長）

① 氏名 _____ 会員番号 _____
所属 _____ 被推薦者との関係 _____
② 氏名 _____ 会員番号 _____
所属 _____ 被推薦者との関係 _____
③ 氏名 _____ 会員番号 _____
所属 _____ 被推薦者との関係 _____

3. 推薦理由（具体的に且つ被推薦人の社会および本会の発展に資する顕著な業績を含める）（フェロー制度規程第2条及び第3条）

4. 推薦者の署名

私は、 氏を日本農芸化学会フェローの候補者として、
上記の理由により推薦します。

推薦者① 署名 _____

推薦者② 署名 _____

推薦者③ 署名 _____

[※印欄は、推薦者が記入する必要はありません。]

※ 事務処理欄	受付日：	20xx 年〇〇月□□日
	学術活動強化委員会選考日：	20xx 年〇〇月□□日
	理事会授与決定日：	20xx 年〇〇月□□日

フェローのご推薦にあたって

日本農芸化学会フェロー規程の第2条と第3条に云う「顕著な業績」とは、下記のよ
うな事項が該当します。

●社会における活動

- (1) 国際的な学術団体等で著名な賞、称号を受けていること
- (2) 社会的に評価の高い論文（責任著者であること）、著作、出版物があること
- (3) 社会的に評価の高い発明あるいは技術・製品開発があること
- (4) 社会の発展に多大な功績があること（例：産学官連携や地域に対する貢献等）

●本会における活動

- (5) 日本農芸化学会賞や功績賞の受賞実績
- (6) 本会の役員、支部長、理事など務めた実績
- (7) 本会主催・共催の国際会議、大きな国内会議での組織委員長、実行委員長など務めた実績
- (8) 本会の運営、発展に多大な貢献

●その他

- (9) その他、上記（1）～（8）以外の特記すべき事項